

教育委員会の権限に属する事務における教育長の臨時代理の 報告及び承認について

杉並区教育委員会規則について、杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第2条の2第1項の規定に基づき、令和8年3月31日付けで教育長の臨時代理により処理したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告し、その承認を求める。

1 臨時代理により処理した規則

	規則名（規則番号）	改正内容
①	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 （第44号）	東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の改正に伴う規定の整備
②	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （第45号）	「子ども・子育て支援金」及び「特定親族特別控除」の創設に伴う所要の規定の整備
③	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 （第46号）	
④	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 （第47号）	給料表の改定に伴う「給料の調整額」の改定

2 臨時代理により処理した理由

次の（１）から（３）までのとおり、令和8年3月31日又は4月1日までに規則を改正する必要性があり、教育委員会を招集するいとまがなかったため、教育長の臨時代理により規則を改正した。

（１）上記１①について

東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例の一部改正条例が令和8年3月31日に公布され、同日に施行された。このことに伴い、同条例と同様の規定の整備を行い、同日に改正する必要性があったため。

（２）上記１②及び③について

国は、「こども未来戦略」に基づき、児童手当の拡充をはじめとした抜本

的な給付拡充の財源の一部に充てるため、医療保険者から「子ども・子育て支援金」を徴収することとした。

また、令和7年度税制改正により、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応として、個人住民税及び所得税の算定における大学生相当年齢の子に係る扶養控除額を拡大する「特定親族特別控除」が創設された。

これらのことに伴う改正を令和8年4月1日から実施する必要があったが、区長部局と共通する給与システムの改修等の調整に時間を要したため。

(3) 上記1④について

東京都教育委員会においては、特別支援学校等に勤務する都費負担の教育職員の給料の調整額を増額するため、令和8年3月31日に、学校職員の給料の調整額に関する規則の一部改正規則を公布し、同年4月1日から施行することとした。

区費教員の給与制度については、都費教員と同一のものとすることとしていることから、速やかに規則を改正する必要があったため。

なお、上記1②から④までの改正については、特別区人事委員会に規則改正の承認申請を行い、承認を得ている。

3 規則の内容

資料のとおり

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 4 4 号

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（昭和 4 4 年杉並区教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「いう。）」の次に「及び条例の施行のための東京都教育委員会規則」を加え、同号ア中「第 1 3 条の規定による」を「の施行に係る事務のうち東京都教育委員会規則に基づく」に、「扶養手当」を「扶養親族」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新	旧
(委任事務)	(委任事務)
第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により、教育委員会に委任された次の事務は、教育長に委任する。	第2条 東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年東京都条例第115号）により、教育委員会に委任された次の事務は、教育長に委任する。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
(4) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号。以下この号において「条例」という。） <u>及び条例の施行のための東京都教育委員会規則</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの。ただし、東京都教育委員会事務局の指導主事に充てられた職員に係るものを除く。	(4) 学校職員の給与に関する条例（昭和31年東京都条例第68号。以下この号において「条例」という。） _____ _____に基づく事務のうち、次に掲げるもの。ただし、東京都教育委員会事務局の指導主事に充てられた職員に係るものを除く。
ア 条例 <u>の施行に係る事務のうち東京都教育委員会規則に基づく</u> 区立学校の職員の <u>扶養親族</u> の認定	ア 条例 <u>第13条の規定による</u> _____区立学校の職員の <u>扶養手当</u> の認定
イ 略	イ 略
(5)～(15) 略	(5)～(15) 略
2及び3 略	2及び3 略

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第 4 5 号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成 1 2 年杉並区教育委員会規則第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号中「短期掛金」を「短期・子育て」に、

「

所 得 控 除				
生命保険料	地震保険料	小規模共済	配偶者(特別)控除	計

を」

「

所 得 控 除					
生命保険料	地震保険料	小規模共済	配偶者(特別)控除	特親控除	計

に、」

「

そ	
他	

を

「

そ	特
他	親

」

に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

職員別給与簿 (年 分)

6

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第46号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則（平成19年杉並区教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「短期掛金」を「短期・子育て」に、

「

所得控除				
生命保険料	地震保険料	小規模共済	配偶者(特別)控除	計

を」

「

所得控除					
生命保険料	地震保険料	小規模共済	配偶者(特別)控除	特親控除	計

に、」

「

その他

を

「

その他	特親
-----	----

」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

職員別給与簿 (年 分)

8

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

杉並区教育委員会教育長 渋谷 正 宏

杉並区教育委員会規則第47号

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項中「17, 300円」を「17, 700円」に改める。

別表第2の5級の項中「12, 700円」を「13, 300円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

新		旧	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
職務の級	定額	職務の級	定額
1 級	略	1 級	略
2 級	略	2 級	略
3 級	略	3 級	略
4 級	略	4 級	略
5 級	<u>17,700円</u>	5 級	<u>17,300円</u>
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
職務の級	定額	職務の級	定額
1 級	略	1 級	略
2 級	略	2 級	略
3 級	略	3 級	略
4 級	略	4 級	略
5 級	<u>13,300円</u>	5 級	<u>12,700円</u>